

令和3年4月専決予算（令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第1号））の概要

令和3年4月9日

予算の概要

今回の補正は、国の非正規雇用労働者等に対する緊急支援及び地域観光事業支援に係る経費について措置するものです。

補正額は、

一 般 会 計 44億5,241万円

です。

この結果、一般会計の予算の規模は、6,299億5,741万円となります。

今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、

国 庫 支 出 金 44億5,241万円

です。

なお、今回の補正予算の主な内容は、次のとおりです。

一 般 会 計 歳 出 一 覧

(単位:千円)

款 別	補 正 前 の 額	今 回 補 正 額	計
民 生 費	95,772,093	1,257,110	97,029,203
商 工 費	50,205,464	3,195,300	53,400,764
一 般 会 計 合 計	625,505,000	4,452,410	629,957,410

○ 事業概要

・ 生活福祉資金貸付金(福祉保健課) 1,080,000千円

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等を理由に生活資金が必要となる方に対する生活福祉資金の特例貸付の受付期間が、令和3年6月末まで延長されることとなったため、宮崎県社会福祉協議会に対し、貸付に必要な原資等を支援するための経費

【緊急小口資金】※主に休業された方

- ・ 貸付上限：10万円（学校等の休業等の特例20万円）
- ・ 償還期限：2年以内（据置1年以内）
- ・ 利率：無利子

【総合支援資金】（生活支援費） ※主に失業された方等

- ・ 貸付上限：2人以上月20万円、単身月15万円
- ・ 貸付期間：原則3月以内
- ・ 償還期限：10年以内（据置1年以内）
- ・ 利率：無利子

・ 低所得のひとり親世帯生活支援特別給付金給付事業(こども家庭課) 177,110千円

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得のひとり親世帯に対して、児童一人当たり5万円の生活支援特別給付金を支給するための経費(町村分)

【対象者】

以下のいずれかに該当する者

- ① 児童扶養手当の支給を受けている者
- ② 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者
- ③ 家計が急変するなど直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

【給付額】

児童一人当たり一律5万円

⑨ 県民県内旅行(ジモ・ミヤ・タビ)キャンペーン事業(観光推進課) 3,195,300千円

国の支援事業等を活用し、県民向けの県内宿泊等割引や、県内土産物店等で使用できるクーポンの付与を支援するための経費

※ 県内の感染状況の区分が感染確認圏域（黄圏域）以下であること、又は県警報がレベル2以下であることを実施の条件とする。

【宿泊等割引】

- ・ 1人1泊当たり5千円・商品代金の50%を上限に割引
- ・ 日帰り旅行の場合は、1人当たり5千円、商品代金の50%を上限に割引

【クーポン券】

- ・ 1人1泊当たり2千円
※ 平日（日～金）は2千円上乗せ（令和2年度繰越予算を活用）
- ・ 日帰り旅行の場合は、平日・休日に関わらず2千円